

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社アックスとアックス労働組合は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

- 第1条 本協定は、派遣先でシステム・エンジニアの業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
 - 3 株式会社アックスは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「平成30年12月28日職発1228第4号「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について(仮称)」(以下「通達」という。)に定める「平成30年賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の「システム・エンジニア」
- (2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、就業地が東京都内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「東京都」により調整

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - Aランク:10年
 - Bランク:3年
 - Cランク:0年

2 株式会社アックスは、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第13条に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達に定める「平成28年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

(2) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年）の支給月数：

「平成28年中小企業の賃金・退職金事情」の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

(3) 退職金の支払いは前払い方式とする。

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した平成30年以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

(1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

（賃金の決定に当たっての評価）

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は社員就業規則第13条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員

と同一とし、社員就業規則第5条から第13条までの規定を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「アックス社教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間とする。

令和2年1月1日

株式会社アックス 代表取締役 中澤 圭

労働者代表 ■■■■■■■■■■■■

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び賞与の関係)

			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	システム・エンジニア	通達に定める賃金 構造基本統計調査	1,427	1,655	1,811	1,882	1,981	2,333	2,911
2	地域調整	(東京都) 114.1	1,628	1,888	2,066	2,147	2,260	2,662	3,321
3	退職金前払い	106.0	1,726	2,002	2,190	2,276	2,396	2,822	3,521
4	アックス システム・エンジニア		1,800	2,100	2,300	2,400	2,500	3,000	3,700
5	過去3年実績		-	2,397	-	3,031	-	3,503	-

別表2 対象従業員の基本給及び賞与の額

ランク	内容	合計額 (基本給額+賞与額)
Cランク(0年)	同時取扱い顧客数:1社 取扱いOS:1つ、ミドルウェア:1つ、ソフトウェア:1つ 役割:窓口、ベンダー調整、PMサポート、改修、システム運用全般	1,800
Bランク(3年)	同時取扱い顧客数:3社 取扱いOS:2つ、ミドルウェア:3つ、ソフトウェア:3つ 役割:顧客調整、仕様調整、見積もり業務、保守業務、構築業務	2,400
Aランク(10年)	同時取扱い顧客数:5社 取扱い:システム全般(ハードウェアからソフトウェアまで) 役割:保守、構築プロジェクトを横断的にサポート	3,000

別表3 同種の業務に従事する一般のろう豪奢の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年
支給率 (月数)	自己都合の退職	0.8	1.3	2.9	5.0	7.2	10.1	12.4	14.0
	会社都合の退職	1.2	1.8	3.8	6.2	8.7	11.6	14.1	15.7
前払い方式		6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 25年未満	25年以上 35年未満
支給月 数	自己都合退職	1.0	3.0	7.0	10.0	15.0
	会社都合退職	2.0	5.0	9.0	12.0	17.0
前払い方式		6%	6%	6%	6%	6%